市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和2年2月19日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第25 号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を削り、第10条を第8条とし、 第11条を第9条とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
  - (市川市使用料条例の一部改正)
- 2 市川市使用料条例 (平成11年条例第39号) の一部を次のように改正する。

第2条第5項第3号を削り、同項第4号中「別表第20」を「別表第19」 に改め、同号を同項第3号とする。 別表第19を削り、別表第20を別表第19とする。

(市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 令和2年4月1日前にした行為(東山魁夷記念館自動車駐車場を使用した ものに係る行為に限る。)に対する過料の規定の適用については、なお従前 の例による。

## 理 由

東山魁夷記念館の入館者の利便性の向上を図るため自動車駐車場の使用料 を無料とするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。